

最終更新日：令和3年3月29日

## 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※本協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.sports-tottori.com>

原則	自己説明項目	自己説明	証憑書類
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	○2021年度から2025年度までの5年間で計画的に取り組む施策について、本会中・長期基本計画を策定し、公表している。	中長期基本計画、中長期基本計画を決定した理事会の議事録
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1)団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	○役職員については、本協会倫理規定第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として社会規範上不適切な行為を行わない旨を記載し、同6条で違反した際の対処等について定めている。 ○職員については、本協会就業規則第2条で労働基準法を遵守する旨を記載し、同第29条で違反した際の処分について定めている。 ○加盟団体については、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを策定している。	倫理規定、就業規則、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	○定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、事務局組織及び指定管理施設の管理組織に関する規程、加盟団体規程、各種委員会規程、庶務規程、財務規程
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	○各種規程を整備している。	庶務規程、財務規程、表彰規程、個人情報保護方針・同プログラム及び同規程、スポーツ少年団設置規程、倉吉自転車競技場管理規程
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	○評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規定及び職員給与規程を整備している。	評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規定、給与規程、旅費規程

原則	自己説明項目	自己説明	証憑書類
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	○定款第4章第11条から第15条において資産及び会計について定めている。	定款
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	○指定管理施設スポーツ振興事業基金管理規程、積立金の管理等に関する規程、加盟団体分担金に関する規程を整備している。	指定管理施設スポーツ振興事業基金管理規程、積立金の管理等に関する規程、加盟団体分担金に関する規程
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	○国体選手選考委員会規程、スポーツ仲裁に関する規程を策定している。	国体選手選考委員会規程、スポーツ仲裁に関する規程
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	○年1回、全職員を対象とした研修会を実施している。また、人権研修を1人2回ずつ受講している。 ○「ハラスメントは許しません！」を各職場の分かりやすい場所に掲示している。 ○役員へは、「公益財団法人の理事必携」を交付し、義務・責任等を周知している。	職員研修会レジュメ、ハラスメントは許しません！、公益財団法人の理事必携
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	○鳥取県スポーツ指導者研修会にて、コンプライアンス教育等を実施している。また、本会スポーツ指導者スキルアップ研修会及びトレーナー養成講習会でも実施している。	スポーツ指導者研修会要項、スポーツ指導者トレーナー養成講習会要項
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	○庶務規程・財務規程を整備している。 ○監事による業務全般に係る監査を受けている。	庶務規程・財務規程、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	○倫理規定第4条第4項において、補助金等の経理処理に対しての不正行為を禁じている。	倫理規程

原則	自己説明項目	自己説明	証憑書類
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	○法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ○事業報告、決算書をはじめ、各種規程等をホームページで開示している。	法定備置書類をはじめ各種規程の開示
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	○国体選手選考委員会規程を整備している。 ○情報公開規程を整備している。	国体選手選考委員会規程、情報公開規程
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	○ガバナンスコードの遵守状況についてホームページにて公開している。	本会ホームページ
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	○本会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを策定し、指導・助言等を行っている。 ○加盟団体規程の第8条から第9条にかけて加盟団体の義務を明記し、第13条で处分内容を定めている。	本会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン、加盟団体規程
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	○日本スポーツ協会等からの情報については、各加盟団体に随時情報提供している。 ○本会広報誌（やろうで！SPORTSとっとり）を年2回発刊し、鳥取県内等のスポーツ情報を提供している。	やろうで！SPORTSとっとり